

申告が必要です!

平成19年に所得が減り、所得税が課税されなくなった方へ

税源移譲により、ほとんどの方は所得税が減り、町県民税が増えるようになりました。しかし、退職などの理由により、平成19年中の所得が減り、19年分の所得税がかからない場合は、税源移譲による負担減の影響は受けられない一方、19年度分の住民税は税源移譲による負担増の影響を受けることになります。このように、18年と19年の所得変動に伴う負担増を調整するため、経過措置が設けられます。

対象者 次の①と②を満たす方
 ①19年度個人住民税の課税総所得金額が所得税との人的控除額の差の合計を上回る方
 ②20年度個人住民税の課税総所得金額が所得税との人的控除額の差の合計金額以下の方

※人的控除額とは、障害者、寡婦・寡夫、勤労学生、配偶者、扶養、配偶者特別、基礎控除の控除額のことです。
 19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。すでに納税済みの場合は還付します。
 申告期間は、7月1日から31日までです。

さくら館 温水プール水泳教室

水泳教室に参加された方々の希望・要望を参考に、年間を通じて水泳教室を開催しています。さくら館のプールで、もっと元気に!もっと健康に!もっと美しく!さくら館は皆さんの「もっと!」を応援します!



受講料は大人1回700円、小人・幼児1回400円です。
 (入場料は別途かかります)

照会先 さくら館 ☎85-0800

●おとな水泳教室

【水曜日：10時～11時】【水曜日：14時～15時】
 【水曜日：19時～20時】【金曜日：14時～15時】
 【金曜日：19時～20時】

プールに初めて入る方からある程度泳げる方までレベルに応じた指導を行い、クロール、背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライの習得を目指します。

●こども水泳教室

【土曜日：10時～11時】【土曜日：11時30分～12時30分】
 【日曜日：13時～14時】【日曜日：14時30分～15時30分】

プールに初めて入る方からある程度泳げる方までレベルに応じた指導を行い、クロール、背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライの習得を目指します。

●幼児水泳教室

【土曜日：13時～14時】【土曜日：14時30分～15時30分】
 【日曜日：10時～11時】【日曜日：11時30分～12時30分】

3歳から6歳までの未就学児を対象とし、顔つけ、潜り、浮き身など簡単な泳ぎの習得を目指します。また、水遊びを交えながら水に慣れ、水泳の楽しさを覚えます。

●水中運動教室

【火曜日：14時～15時】【火曜日：19時～20時】

プールに初めて入る方をはじめ、定期的に利用されている方まで、どなたにでもできる水中運動教室です。基本的な水中運動の仕方からシェイプアップに有効な水中運動までを無理のない内容で行っていきます。

ニュースポーツ出前講座

町では、ニュースポーツ出前講座を開催しています。この講座は、職員が皆さんの所へ出向いてニュースポーツを体験していただき、生涯スポーツの振興を図ることを目的としています。

団体から依頼があれば道具を持って伺いますので、ぜひ、この機会に講座を利用され、ニュースポーツを体験してみたいかがでしょうか。

講座内容 ユニカール、フライングディスク、グラウンドゴルフ、ソフトバレーボール、スポレック、輪投げ など

対象 町内の学校・地域団体など
申込方法 直接レイクアリーナ箱根に連絡してください。

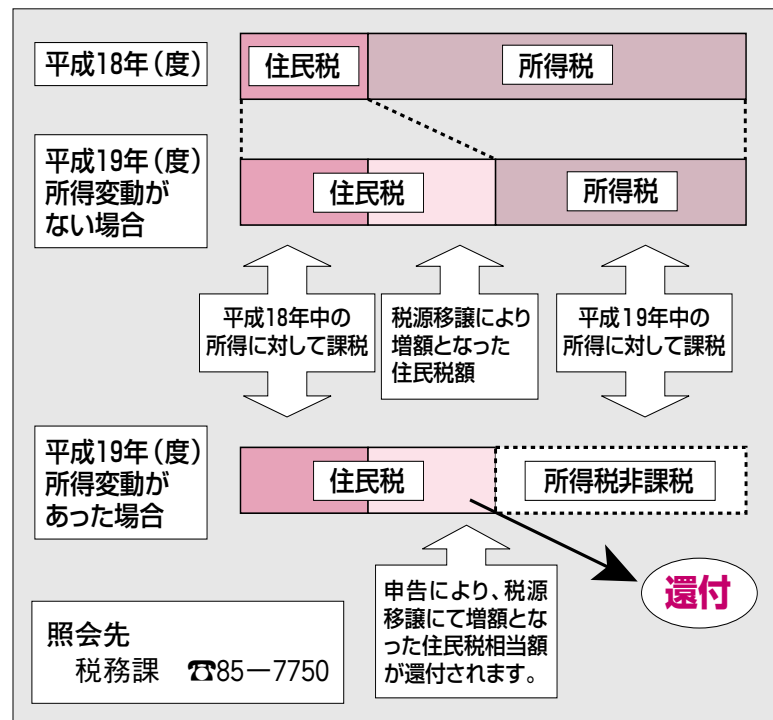
申込・照会先 レイクアリーナ箱根 ☎86-3300

ニュースポーツ講座

日時 5月23日(金) 19時～21時
場所 旧温泉小学校体育館
内容 ユニカール・ソフトバレーボール
対象 町内に在住・在勤の方
照会先 レイクアリーナ箱根 ☎86-3300

ご利用ください 消費生活相談

消費生活に関する苦情や問い合わせなどの相談はこちらへ。
消費相談ダイヤル
 ☎046513311777
日時 月曜日～金曜日 9時30分～12時、13時～16時
場所 西さがみ連邦共和国消費生活センター(小田原市役所)



5月は消費者月間です

今年「活かそう 消費者・生産者の視点」を統一標語に消費者問題に関する啓発活動を行います。
 また、町では「西さがみ連邦共和国圏域消費者団体・行政連絡会」を開催します。会議は公開します。
日時 5月29日(木)13時30分～
場所 生涯学習センターけやき
内容 圏域消費者団体の活動発表や行政との情報交換
照会先 消費生活センター ☎046513311775



2階
対象 西さがみ連邦共和国圏域(小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町)に在住・在勤・在学の方
 契約は慎重に「おやつ?」と思ったら早めに消費生活相談へ

●かながわ休日消費生活相談
 土・日曜日・祝日10時～16時
 ☎045131415586
 ●かながわ夜間消費生活相談
 毎週水曜日 16時～19時
 ☎045131415586

派遣学生募集

町国際交流協会では、姉妹都市カナダ・ジャスパール町へ派遣する学生を募集します。
 カナディアン・ロッキの大自然の中で、ジャスパールの皆さんと友情を深め、国際感覚を身につけませんか。
募集人員 2人
派遣期間 8月上旬から中旬の3週間
募集期間 5月1日(木)～30日(金)
応募資格 本人か保護者が町内に在住し、派遣後町の青少年活動や国際親善事業に積極的に協力できる大学生、短期大学生、専門学校生または高校生で、
 ●社交性に富み、一般教養を身につけた方
 ●心身ともに健康な方



箱根町国際交流協会会員募集

当協会の趣旨に賛同いただける方は、申し込みを随時受け付けていますので、ぜひ入会してください。
年度会費
 個人 一口2千円
 団体 一口1万円

申込・照会先 〒250-0398 箱根町国際交流協会事務局 ☎85-7410